

利根町告示第 1 号

地方自治法第 101 条第 2 項の規定により請求のあった、平成 25 年第 1 回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 25 年 2 月 8 日

利根町長 遠 山 務

1. 招 集 の 日 平成 25 年 2 月 18 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

3. 付 議 事 件

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (2) 平成24年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

平成25年第1回利根町議会臨時会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	2 . 18	月	本 会 議	開会 提出議案説明・採決	午前10時

平成25年第1回
利根町議会臨時会会議録

平成25年2月18日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	木村克美君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	福田茂君
生涯学習課長	石井博美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

3 番	船 川 京 子 君
5 番	守 谷 貞 明 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成25年2月18日（月曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議員提出議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例
日程第4 議案第1号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につ
いて
日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議員提出議案第1号
日程第4 議案第1号
日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について

午前10時00分開会

○議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回利根町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

○議長（五十嵐辰雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
これより議事日程に入ります。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、
3番 船川京子さん
5番 守谷貞明君
を指名します。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、会期の件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

○議長（五十嵐辰雄君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出されました議案の総括説明を求めます。
町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。

それでは、平成25年第1回利根町議会臨時会の総括説明を行います。

平成25年第1回利根町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙中にもかかわらず出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今回の臨時会ですが、昨年8月に地方自治法の一部を改正する法律が成立したことにより、議会関係の条例の改正が必要となり、議会議長から臨時会招集の請求がありましたことから、本日臨時会を招集させていただいた次第でございます。

ここで、本日の議案とは直接は関係ございませんが、利根町が加入しております稲敷地方広域市町村圏事務組合の状況について、ご報告を申し上げます。

稲敷地方広域市町村圏事務組合と阿見町の消防等の広域化のことでありまして、去る2月4日でございますが、県関係者ほか来賓各位のご臨席の中、私も含め稲敷広域の関係市町村長6名と阿見の町長の計7名が構成する第1回稲敷広域・阿見町消防等広域化協議会が開催されました。会長には、稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者であります龍ヶ崎市長中山市長が選任され、副会長に、阿見の町長であります天田町長が選出されております。

この協議会でございますが、特に消防行政等の住民ニーズの多様化に的確に対応し、国

の指針に沿った市町村の消防体制を強化するとともに、住民サービスの向上を図るための広域化を円滑に行うことを目的とした協議会でございます。今後この協議会では、広域化のためのさまざまな調整事項を協議し、平成27年4月を目標に広域化を図ろうとするものでございます。

議員の皆様には、この広域化につきまして、今後とも、逐次、進捗状況等につきまして、ご報告してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、今回の臨時会でご審議いただく議案についてご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、こちらにつきましては、議員提出議案でありますので、各議員の慎重なるご審議をお願いしたいと思います。

議案第1号は、平成24年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてで、地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求めるものでございます。

この議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させたいと思いますので、何とぞ適切なるご審議と議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 総括説明が終わりました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、議員提出議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提出議案の説明を求めます。

提出者を代表して、利根町議会議員井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） おはようございます。

それでは、議員提出議案第1号について、ご説明申し上げます。

平成25年2月18日

利根町議会議長 五十嵐辰雄様

提出者	利根町議会議員	白旗	修
提出者	同	若泉	昌寿
提出者	同	今井	利和
提出者	同	新井	邦弘
提出者	同	花嶋	美清雄
提出者	同	船川	京子
提出者	同	守谷	貞明
提出者	同	高橋	一男

提出者 同 坂本啓次
提出者 同 井原正光

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をするものであります。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例の一部を改めたいので提案するものでございます。

この一部改正は、24年9月の5日に公布されておりました、公布後6カ月以内にこれを改正しろというようなことで、その期限は25年3月5日となっておりますので、今回の臨時会の開催となったわけでございます。

また、今回の臨時会の開催につきましては、通常の議会の招集は長に属するわけでございますが、101条の2項によりまして、議長は議会運営委員会の議決を得て長に対し会議に付議すべき事件を示して臨時会の請求をすることができる、この2項によりまして今回の臨時会が開催されるものでございます。以前、利根町の議会の状況を見ますと、3項の規定、議員の定数の4分の1以上の者は長に対して臨時会を開催することが請求することできるという条文で1度開催したような記憶があるかと思えます。

それでは、説明をしてみたいと思いますが、内容につきましては、議員の皆様方、全部署名してございますので、既に十分にご理解いただいているところでございますので、改正の条文の朗読を主に、ご説明を申し上げたいと思えます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

利根町議会基本条例の一部改正。第1条でございます。利根町議会基本条例（平成23年利根町条例第5号）の一部を改正するものでございまして、「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改めるという改正でございます。

続きまして、利根町議会委員会条例の一部改正。第2条、利根町議会委員会条例（平成元年利根町条例第28号）の一部を改正するものでございまして、第6条関係は、これは常任委員会の委員の所属の変更について、いろいろ常任委員会、すべて委員は属しておりますけれども、私はこの委員会から違う別な委員会に移って勉強したいという、その変更があった場合、今までの条文は「変更することができる」となっておりましたが、それを「変更することができる」というふうに改めるものでございます。

そして、新しく1項を加えます。新しく加えるものとしては、議員は少なくとも一つの常任委員となるものとする、すべて委員会は、それぞれの委員会に属するものだという新しい1項が加えられたものでございます。

続きまして、利根町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正。第3条、利根町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年利根町条例第15号）の一部の改正でございます。利根町議会政務活動費の交付に関する条例の「政務調査費」を「政務活動費」に改め

る、これは先ほども申し上げたとおりでございます。

それから、第8条関係でございますが、これは経費の範囲について定めたものでございます。政務活動費に充てることができる経費の範囲は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定めるとおりにすることとさせていただきます。旧法というか、以前の条文は、規則で定める使途基準に従い使用しなければならないということだったものが、新たに表にまとめられたものでございます。

それから、新しく2項が加えられまして、第8条の2、政務活動費は、町政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならないというふうには、はっきり明記されました。

それから、これまでは、この政務調査費は、ただ単に議長に提出するだけでございましたけれども、その内容について調査をしろというようなことで、議長に、その調査権が与えられて、新しく第11条が設けられました。第11条、議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条第1項から第3項までの規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど、使途の透明性の確保に努めるものとするということがつけ加えられました。

続きまして、第12条関係でございますが、これは、我々が政務活動費について議長に提出するわけでございますが、その内容が使途基準以外の経費に使われた場合、町長は、その返還を命ずることができるという規定でございます。その第2条の中で、町長が返還を命ずることができる規定なんです、条文中「使途基準以外の経費に」を「経費の範囲外に」ということで改められたものでございます。経費の範囲外に、その使途が使われたと、使用されたと認められる場合は、町長は、その返還を命ずることができるというふうに変更されたものでございます。

細かい点等につきましては、参考資料がございますので、それを参考していただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

本案については、賛成議員が全員でありますので、質疑及び討論を省略し、原案のとおり決定することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第4、議案第1号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、平成24年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは、平成25年1月31日付で地方自治法第179条第1項の定めによりまして、専決処分をさせていただいております。そして、同条第3項の定めにより、ご報告いたしまして、議会のご承認をお願いするために提案をするものでございます。

5ページをお開き願います。

歳入でございます。款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で92万4,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の事務費等の財源に充てるため繰り入れをするものでございます。

続きまして、下になります。

歳出でございますが、款2総務費、目2賦課徴収費で92万4,000円を増額するものでございます。これは、平成25年1月7日付、課税台帳除外処分取消請求事件が水戸地方裁判所に提訴され、税務訴訟事務費といたしまして、弁護士に、この事件の弁護を委託するための経費を見込んだものでございます。

以上です。

○議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第1号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第5、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙を行います。

本件につきましては、平成25年3月19日にその任期が満了となるため、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則に基づき、新たに当広域連合議会議員1名を選挙します。

お諮りします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれかの方法がよろしいか、お伺いします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 指名推選との発言がありました。選挙の方法は、指名推選で行うことにします。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に今井利和君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した今井利和君を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した今井利和君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選された今井利和君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ただいま当選されました茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の今井利和君からあいさつをお願いします。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員今井利和君登壇〕

○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（今井利和君） 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員に選出されました今井です。

現在、東日本大震災による後期高齢者医療保険料の減免、また、東京医科大学茨城医療センター不正請求などの課題があります。高齢化が進む中、利根町の高齢者のため、福祉、医療の恩恵を受けることができるよう議員として頑張っていきたいと思いますので、議員

の皆様のご協力、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

○議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成25年第1回利根町議会臨時会を閉会します。

なお、次の第1回定例会は平成25年3月5日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午前10時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 船 川 京 子

署 名 議 員 守 谷 貞 明